令和2年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時:令和2年8月6日(木)午後2時~

場所:上越市役所 401 会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議 事
 - (1) 報告事項
 - ① 上越市国民健康保険税条例の一部改正について(専決処分)

資料 1

② 上越市国民健康保険条例の一部改正について(専決処分)

資料 2、2-2

③ 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(専第1号)について(専決処分)

資料 3

④ 上越市国民健康保険税条例の一部改正について

資料 4、4-2

- ⑤ 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 資料5
- ⑥ 令和2年度上越市診療所特別会計補正予算(第1号)について

資料 6

- (2) 協議事項
 - ① データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の中間見直しについて

資料 7-1、7-2、7-3、7-4

② 令和元年度上越市国民健康保険特別会計決算(見込み)について

資料 8-1、8-2

③ 令和元年度上越市診療所特別会計決算(見込み)について

資料 9

④ 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(案)について

資料 10

- (3) その他
- 5 閉 会

上越市国民健康保険税条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

令和2年度税制改革により地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日 に公布され、一部が同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税 限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げる。(第3条、第25条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる 世帯の所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を「28万円」から「28 万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の 数に乗ずべき金額を「51万円」から「52万円」にそれぞれ引き上げる。(第 25条関係)
- (3) (1)及び(2)の改正は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、 令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。 (附則第2項関係)
- 3 施行期日 令和2年4月1日
- 4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 後

改 正 前

(課税額)

第3条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前 条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」と いう。)を除く。)及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別 平等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が63万円を超える場合においては、 基礎課税額は、63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介 護納付金課税被保険者である世帯主(2項 世帯主を除く。)及びその世帯に属する介 護納付金課税被保険者につき算定した所得 (課税額)

第3条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介 護納付金課税被保険者である世帯主(2項 世帯主を除く。)及びその世帯に属する介 護納付金課税被保険者につき算定した所得

改 正 前

割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額 は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が63万円を超える場合には、63万 円)、後期高齢者支援金等課税額からウに 掲げる額を減額して得た額(当該減額して 得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに介護納付金課税額からエに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が17万円を超える場合には、17万 円)の合算額とする。
 - (1) 略
 - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額 は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が61万円を超える場合には、61万 円)、後期高齢者支援金等課税額からウに 掲げる額を減額して得た額(当該減額して 得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに介護納付金課税額からエに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が16万円を超える場合には、15万 円)の合算額とする。
 - (1) 略
 - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

上越市国民健康保険条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険の被保険者が同ウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金を支給することとしたことから所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険に加入する被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は当該感染症の感染が疑われるときは、その労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。(附則第2項、第3項関係)
- (2) 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。(附則第4項関係)
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受け取ることができる者に対しては、傷病手当金を支給しない。ただし、受け取ることができる給与等の額が第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。(附則第5項関係)
- (4) (3)に該当するものが、受けることができる給与等の全額を受けることができなかったときは全額、受けることができる給与等の一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。その場合、支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。(附則第6項、第7項関係)
- (5) (1)から(4)までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合において適用する。 (附則関係)
- 3 施行期日 公布の日
- 4 上越市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正	矣			改	正	前
附則			附則			
<u>(施行期日)</u>	(追加)					
<u>1</u> 略		略				
(新型コロナウイルス感染	症に感染した被					
保険者等に係る傷病手当金)					
2 給与等(所得税法(昭	和40年法律第					
33号)第28条第1項に	規定する給与等					
をいい、賞与(健康保険法	第3条第6項に					
規定する賞与をいう。)	を除く。以下同					
<u>じ。)の支払を受けている</u>	被保険者が療養					

改 正 案

のため労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の 2に規定する新型コロナウイルス感染症に 感染したとき又は発熱等の症状があり当該 感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなっ た日から起算して3日を経過した日から労 務に服することができない期間のうち労務 に就くことを予定していた日について、傷 病手当金を支給する。

(追加)

(追加)

- 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手 当金の支給を始める日の属する月以前の直 近の継続した3月間の給与等の収入の額の 合計額を就労日数で除した金額(その額 に、5円未満の端数があるときは、これを 切り捨て、5円以上10円未満の端数があ るときは、これを10円に切り上げるもの とする。)の3分の2に相当する金額(そ の金額に、50銭未満の端数があるとき は、これを切り捨て、50銭以上1円未満 の端数があるときは、 これを1円に切り上 げるものとする。)とする。ただし、健康 保険法第40条第1項に規定する標準報酬 月額等級の最高等級の標準報酬月額の30 分の1に相当する金額の3分の2に相当す る金額を超えるときは、その金額とする。
- 4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (追加) (新型コロナウイルス感染症に感染した被
 - (新型コロナリイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 (追加)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

1 概要

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、国民健康保険に加入する 被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備することを目的として、対象となる被 保険者に傷病手当金を支給する。

2 支給対象者

○ 給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者 (発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。)

3 支給対象となる期間

- 労務に服することができない日から起算して、3日を経過した日を対象期間の初日 として労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
- 労務に服することができない期間としては、①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。③高齢者や基礎疾患等のある人は①及び②の状態が2日以上続く。のいずれかに該当する場合とする。

4 傷病手当金の額

○ 傷病手当金の1日の額は、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労 日数で除した金額の3分の2に相当する額

※健康保険法の規定による標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額(令和2年3月現在、日額30,887円)が上限

5 対象期間

○ 令和2年1月1日から9月30日までの間で、労務に服することができない期間 (ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

※今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、延長される場合もある。

6 予算の補正

- 上越市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算のそれぞれに 2,926 千円を増額した。
 - ・歳入予算は、全額が国の交付金により財政支援される予定
 - ・歳出予算は、当市の加入者の状況を基に積算した。
 - ※1日当たりの傷病手当金10,300円×対象者数8人×支給対象日数35.5日= 2,925,200円

※参考 上越市国民健康保険加入者 35,531 人 (R2.3 月末) うち給与収入有の加入者 14,007 人 (H30 年所得情報より)

7 その他

○ 75 歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度を運営する新潟県後期高齢者広域連合においても、当市と同様の内容(支給対象者を除く)で支給する。

令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(専第1号)について

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、被用者が感染した場合に対象となる被保険者に傷病手当金を支給する経費を増額するもの(4月30日専決補正)

【補正内容】

(歳入) 単位:千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
4	県支出金	12, 713, 804	2, 926	12, 716, 730
	特別調整交付金分	139, 655	2, 926	142, 581

(歳出) 単位:千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	12, 416, 201	2, 926	12, 419, 127
	傷病手当金	0	2, 926	2, 926

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

令和2年度税制改正による地方税法等の一部改正を受け、国民健康保険税の課税の 特例として、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に特別控除を適用するた め所要の改正を行うもの。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、対象となる被保険者の要件などについて所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 減免の対象となる被保険者の要件を追加するとともに、減免対象期間が令和2年 2月1日に遡るため、申請期限の特例を定める附則第20項及び附則第21項を追加する。
- (2) 国民健康保険税の課税の特例として、所有期間が5年を超え、建物等を含めた譲渡価格が一定の要件を満たす低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、特別控除の規定を追加する。(附則第5項、第6項関係)

3 施行期日

- (1) 公布の日(附則第20項、第21項関係)
- (2) 令和3年1月1日(附則第5項、第6項関係)
- 4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案

附則

$1 \sim 4$ 略

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課 税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す る場合における第4条、第7条、第9条及 び第25条の規定の適用については、第4 条第1項中「及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条 の3第1項、第35条第1項、第35条の 2第1項、第3<u>5条の3第1項</u>又は第36 条の規定に該当する場合には、これらの規 定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額 改 正 前

附 則

1~4 略

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課 税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す る場合における第4条、第7条、第9条及 び第25条の規定の適用については、第4 条第1項中「及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条 の3第1項、第35条第1項、第35条の _____又は第36 条の規定に該当する場合には、これらの規 定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額 を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡 所得の金額」という。)の合計額から法第 314条の2第2項」と、「及び山林所得 金額の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額 の合計額(」と、同条第3項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4項に規定 する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課 税の特例)

6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

$7 \sim 19$ 略

(新型コロナウイルス感染症の影響により 収入の減少が見込まれる場合等における保 険税の減免)

20 令和2年2月1日から令和3年3月 31日までの間に納期限(特別徴収の場合 にあっては、特別徴収対象年金給付の支払 日。以下この項において同じ。)が定めら れている保険税(被保険者の資格を取得し た日から14日以内に国民健康保険法第9 条第1項の規定による届出が行われなかっ たため令和2年2月1日以降に納期限が定 められている保険税であって、当該届出が 被保険者の資格を取得した日から14日以 内に行われていたならば同年2月1日前に 納期限が定められるべきものを除く。)の 減免については、次のいずれかに該当する 者は、第29条第1項に規定する保険税の を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡 所得の金額」という。)の合計額から法第 314条の2第2項」と、「及び山林所得 金額の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額 の合計額(」と、同条第3項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4項に規定 する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課 税の特例)

 $7 \sim 19$ 略

<u>減免の要件を満たすものとして、同項の規</u> 定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条 の2第1項に規定する新型コロナウイル ス感染症(次号において「新型コロナウ イルス感染症」という。)により、被保 険者の属する世帯の生計を主として維持 する者が死亡し、又は重篤な傷病を負っ たこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 世帯の生計を主として維持する者の 事業収入等のいずれかの減少額(保険 金、損害賠償等により補填されるべき 金額があるときは、当該金額を控除し た額)が前年の当該事業収入等の額の 10分の3以上であること。
 - イ 世帯の生計を主として維持する者の 前年の法第314条の2第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額並び に国民健康保険法施行令(昭和33年 政令第362号)第27条の2第1項 に規定する他の所得と区別して計算さ れる所得の金額(法第314条の2第 1項各号及び第2項の規定の適用があ る場合には、その適用前の金額。)の 合計額が1,000万円以下であるこ と。
 - ウ 減少することが見込まれる世帯の生 計を主として維持する者の事業収入等 に係る所得以外の前年の所得の合計額 が400万円以下であること。
- 21 前項の場合における第29条第2項の 規定の適用については、同項中「申請書を 市長に提出しなければならない」とあるの は、「申請書を市長に提出しなければなら ない。ただし、市長は、これにより難い事 情があると認めるときは、別に申請期限を

改 正 案	改 正 前
<u>定めることができる」とする。</u> (追加)	

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が一定程度 減収することが見込まれる場合、一定の要件のもと、対象世帯の国民健康保険税を減免 するもの

※事業収入等…事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入

2 減免の対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の 場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

3 対象者及び減免額

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 保険税を全額減免
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 保険税の一部を減免

ア 保険税が一部減免される具体的な要件(主たる生計維持者について)

- ・ 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に 比べて 3/10 以上減少する見込みであること
- 前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
- ・ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下
- イ 減免額:減免対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) を乗じた金額

A: 当該世帯の保険税額

B:主たる生計維持者の減少見込事業収入等に係る前年所得額

C:全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

前年の合計所得金額	減免割合 (D)	前年の合計所得金額	減免割合(D)
300万円以下の場合	10/10	750万円以下の場合	4/10
400万円以下の場合	8/10	1,000万円以下の場合	2/10
550万円以下の場合	6/10		

4 予算の補正

- (1) 補正理由 本年2月1日以降に納期限を定めていた令和元年度分の保険税を還付するために要する経費を増額するもの
- (2) 補正額 2億8千万円
- (3) 積算根拠 令和元年度の国民健康保険税第8期(3月2日納期限)、第9期(3月31日納期限)の賦課額のうち、減免となり得る約5億5千万円に対し、減収が見込まれる職種の上越市の就労割合を考慮し、5割を乗じたもの(1千万円未満切り上げ)

令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、 本年2月1日以降に納期限を定めていた令和元年度分の保険税を還付するために要する経 費を増額するもの

【補正内容】

(歳入) 単位:千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	1, 497	280, 000	281, 497
	特別調整交付金	1, 496	280, 000	281, 496

(歳出) 単位:千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
8	諸支出金	87, 725	280, 000	367, 725
	一般被保険者保険税還付金	24, 000	280, 000	304, 000

令和2年度上越市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要

【補正理由】

県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、診療所における感染拡大防 止対策や診療体制確保等に係る物品、修繕等の経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入) 単位:千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	県支出金	412	4,000	4, 412
	合 計	412	4,000	4, 412

(歳出) 単位:千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	321, 042	2, 349	323, 391
2	医業費	131, 778	1,651	133, 429
	合 計	452, 820	4,000	456, 820

【実施内容】

設備関連経費 3,351千円

・サーモグラフィ、空気清浄機の配置と手洗器自動水栓取替修繕を行う。

衛生材料及び防護品関連経費 649 千円

・医薬消耗品、防護具等を購入する。

診療所別内訳 単位:千円

診療所名	内 容	補正額
牧診療所	手洗器自動水栓取替修繕、空気清浄機の配置	1,000
くろかわ診療所	手洗器自動水栓取替修繕、マスク等医薬消耗品の購入	1,000
吉川診療所	サーモグラフィ、空気清浄機、マスク等医薬消耗品の購入	1,000
清里診療所	手洗器自動水栓取替修繕、マスク等医薬消耗品の購入	1,000

上越市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画の中間見直しについて

1 計画の目的

国保加入者の特定健診受診率・特定保健指導実施率を向上させ、健康寿命の延伸と医療費の適正 化を目指す。

健康・医療情報を活用しながらPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、 脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症による新規透析者を減らし健康格差を縮小する。

2 見直しの概要

平成30年度から令和5年度の6年間を計画期間として策定された「上越市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画」の中間年にあたるため、計画に基づき実施した保健事業の前半期の取組実績を評価し、目標値の時点修正等を行う。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6∼R11
		第2期計	·画(H30~	·R5)				
計画の策定時期等	第2期計画の策定			○中間見直し(目標値の時点修正等)	見直し後	計画(R3~	- R5) 	

3 見直しの内容

(1)前半期の保健事業の取組実績の評価及び目標値の時点修正等 (2)75 歳以上高齢者の健康実態の分析の追加

(3)若年者(39歳以下)の健康実態、目標値の設定及び取組の設定の追加

	国の動き	市の実態	保健事業の取組
(1)	・中間見直しの推奨	予防可能な疾病や健診有所 見状況の変化	・受診率向上に向けた取組 ・予防可能な生活習慣病予防 の取組(継続)
(2)	・高齢者の保健事業と介護予 防の一体的実施を法定化 (R5 から実施を義務付け) (補助金交付の要件)	・75 歳以上で予防可能な心疾 患の増加	・75 歳以上を含めた予防可能 な疾患の重症化予防に向け た取組(強化)
(3)	・保険者努力支援制度を抜本 的に強化し、新規 500 億円 により予防・健康づくりを 強力に推進 (補助金交付の要件)	生活習慣病の若年化(幼児期や学童期からの肥満児や血液検査有所見率の増加)	・小児期からの望ましい生活 習慣を選択する力の獲得 と、意識付けに向けた取組 (継続)

4 計画の見直しのスケジュール(案)

	しのスプラエール(米)	
時期	見直しに係る主な作業	上越市国民健康保険運営 協議会における関係議題
令和2年 6月	・計画の見直し方針案の整理・計画の見直し方針案の協議	
7 月	・第2期前半期の取組実績の評価と分析 ■	
8月		第1回会議 (8/6) ・計画の中間見直しの方針協議
9月	・計画の素案の検討	
10 月	・計画の原案の作成	第2回会議 (10/15) ・分析結果を踏まえた目標設定等全体の 内容について協議
11月	・第3回会議の意見を踏まえた原案の修正	第3回会議 (11/19) ・計画の原案の協議
12 月		
令和3年 1月		
2 月		第 4 回会議(2/12 又は 18) ・計画の最終案の協議
3 月	・計画の見直しの完了 ・広報及びホームページで計画の公表	

計画の構成対照表

【見直し後の計画】

- 第1章 保健事業実施計画 (データヘルス計画) の基本的事項
- 1 背景・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 関係者が果たすべき役割と連携
 - (1)実施主体・関係部局の役割 (2)外部有識者等の役割 (3)被保険者の役割
- 5 保険者努力支援制度

第2章 第2期計画(中間見直し)に係る評価及び考察と健康課題の明確化

- 1 第2期計画(中間見直し)に係る評価及び考察
 - (1)第2期計画(中間見直し)に係る評価
 - (2)第2期計画(中間見直し)に係る考察
- 2 第2期計画(中間見直し)における健康課題の明確化
 - (1)当市の地域特性 (2)中長期目標の視点における医療費適正化の状況 ◆
 - (3)健診受診者の実態 (4)未受診者の把握
- (5)若年者(39歳以下)の健康実態 ◆
- 3 目標の設定

第3章 特定健診・特定保健指導の実施

- 1 第3期特定健診等実施計画について
- 2 目標値の設定
- 3 対象者の見込み
- 4 特定健診の実施
 - (1)実施方法 (2)特定健診委託基準 (3)実施場所及び時期 (4)対象者
 - (5)特定健診実施項目 (6)実施時期 (7)医療機関との適切な連携
 - (8)請求・支払い事務の代行機関 (9)健診の案内方法
- 5 特定保健指導の実施
 - (1)健診から保健指導実施の流れ
 - (2)要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法
 - (3)生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール
- 6 個人情報の取り扱い
 - (1)基本的な考え方 (2)特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について
- 7 結果の報告
- 8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第4章 保健事業の内容(若年者に向けた取組や高齢者の健康実態を踏まえた見直し)

- 1 保健事業の方向性
- 2 重症化予防の取組
 - (1)脳血管疾患重症化予防 (2)糖尿病性腎症重症化予防 (3)虚血性心疾患重症化予防
- 3 広く市民の周知・啓発する取組
- 第5章 地域包括ケアシステムに係る取組
- 第6章 計画の評価・見直し
- 第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

(1)見直し

- ・中間評価後半期に 向けた見直し
- (2)・(3)拡充(追記)
- ・75 歳以上の健康実 態の分析
- 若年者の健康実態



(1)見直し

・中間評価後半期に 向けた見直し

(1)見直し

- ・中間評価後半期に 向けた見直し
- (2)・(3)拡充(見直し)
- ・若年者に向けた取 組や高齢者の健康 実態を踏まえた見 直し

【現計画】

- 第1章 保健事業実施計画(データヘルス計画)の基本的事項
- 1 背景・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 関係者が果たすべき役割と連携
 - (1)実施主体・関係部局の役割 (2)外部有識者等の役割 (3)被保険者の役割
- 5 保険者努力支援制度
- 第2章 第1期計画に係る評価及び考察と第2期計画における健康課題の明確化
- 1 第1期計画に係る評価及び考察
 - (1)第1期計画に係る評価 (2)第1期計画に係る考察
- 2 第2期計画における健康課題の明確化
 - (1)当市の地域特性 (2)中長期目標の視点における医療費適正化の状況
 - (3)健診受診者の実態 (4)未受診者の把握
- 3 目標の設定
- 第3章 特定健診・特定保健指導の実施
- 1 第3期特定健診等実施計画について
- 2 目標値の設定
- 3 対象者の見込み
- 4 特定健診の実施
 - (1)実施方法 (2)特定健診委託基準 (3)実施場所及び時期 (4)対象者
 - (5)特定健診実施項目 (6)実施時期 (7)医療機関との適切な連携
 - (8)請求・支払い事務の代行機関 (9)健診の案内方法
- 5 特定保健指導の実施
 - (1)健診から保健指導実施の流れ
 - (2)要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法
- (3)生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール
- 6 個人情報の取り扱い
- (1)基本的な考え方 (2)特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について
- 7 結果の報告
- 8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第4章 保健事業の内容

- 1 保健事業の方向性
- 2 重症化予防の取組
 - (1)脳血管疾患重症化予防 (2)糖尿病性腎症重症化予防 (3)虚血性心疾患重症化予防
- 3 広く市民の周知・啓発する取組
- 第5章 地域包括ケアシステムに係る取組
- 第6章 計画の評価・見直し
- 第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

予防・健康管理(データヘルス)の視点で見た上越市の課題

データヘルス計画に基づき、糖尿病・高血圧等の生活習慣病予防に重点を置いて、健康 寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し取り組んでいる。

○国の動き

・国は社会保障制度改革の中で、健康格差の縮小・医療費適正化を目指しており、 各医療保険者を**保険者努力支援制度**(保険者における健康づくり、医療費適正化等 の取組状況に応じて交付金を交付する制度)で毎年評価している。

〇市の状況と課題

- 1 特定健診の状況
 - (1) **国の目標には達しないものの、**特定健診受診率は5割であり、同規模市31 市の中で第1位である。
 - (2) メタボ該当者は同規模市と比較し少ないものの、増加傾向である。
 - (3) 高血圧の拡張期血圧の有所見率は県、全国と比較して高い。
 - (4) 糖尿病・脂質異常は低い状況にある。

2 医療費・介護費について

- (1) 国保・後期・介護とも1人当たり費用額の伸び率は同規模市より低く抑えられており、後期と介護を併せた費用額も当市の方が低い状況である。
- (2) 1人当たり医療費は増加傾向にあるが、予防可能な疾病の医療費は減少傾向にあり、伸び率は県・国等と比較すると近年低く抑えられている。
- (3) 入院医療費の推移では、1人当たり医療費や入院医療費に占める心不全の割合が増加しており、入院医療費に占める割合では同規模市より高い状況にある。
- (4) **脳血管疾患等発症者は高血圧、糖尿病、脂質異常等の基礎疾患を併せ持ち、 健診未受診者が多い**状況である。
- 3 介護認定・死亡割合の状況
 - (1) 介護認定は、1 号 (40~64 歳)、2 号 (65 歳以上) 被保険者とも要介護認定 率は減少傾向である。
 - (2) 介護認定者の有病状況は、**脳疾患が**減少傾向だが、**同規模市と比較すると高い**。
 - (3) 死亡割合の状況は、脳疾患が減少しているが、心臓病が増加している。

今後の方向性

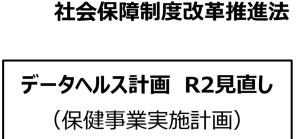
予防可能な脳・心・腎を重症化させない取組の継続

- ○健診受診率向上に向けた取組
- ○重症化させないためのメタボリックシンドローム・高血圧・糖尿病等に対する継続した保健指導
- ○生涯を通じた生活習慣病予防の取組

消費税増税

データヘルスを

医療保険各法で明確化(告示→法制化へ)



3) 医療費・介護費の状況

・国保・後期・介護とも1人当費用額の伸び率は同規模市より低く抑えられており、後期と介護を併せた費用額は当市の方が低い状況である。

				越市 市の順位)		模市 ^{-均)}	
条::	65~74点 (国保加			'.1%	44.4%		
件	病院病		71.	2床	57.1床		
	1人	当年間	医療費	予防可能な 疾患医療費	1人当年間 医療費	予防可能な 疾患医療費	
		H26	32.8万円 (4位/35)	8.5万円	27.3万円	7.0万円	
	国 保			6.1万円	31.9万円	5.5万円	
医		伸び率	1.11%	0.71%	1.16%	0.78%	
療		差額	3.8万円	▲2.4万円	4.6万円	▲1.5万円	
	後期	H26	67.9万円 (39位/40)	16.0万円	80.0万円	20.6万円	
		R1	68.6万円 (30位/31)	10.6万円	81.3万円	14.2万円	
		伸び率	1.01%	0.66%	1.01%	0.68%	
		差額	0.7万円	▲5.4万円	1.3万円	▲6.4万円	
	介 6	H26	38.6万円		26.8万円		
介	護一5給人歳	R1	35.3	万円	27.1	万円	
護	付当以費上	伸び率	0.9	91%	1.0	D1%	
	其 上	差額	▲3.5	3万円	0.3万円		

(4) 介護認定の状況

•1号、2号被保険者とも要介護認定率は減少傾向である。

		上越市	認定者数	同規模市 (平均)
	H26	0.5%	325人	0.4%
2 号	R1	0.4%	285人	0.4%
7	差	▲0.1 ポイント	▲40人	Oポイント
	H26	24.4%	13,163人	19.5%
1 号	R1	21.7%	12,790人	18.5%
7	差	▲2.7 ポイント	▲373人	▲1 ポイント

(5)介護認定者の有病状況

・脳疾患が減少傾向だが、同規模市と比較すると高い。

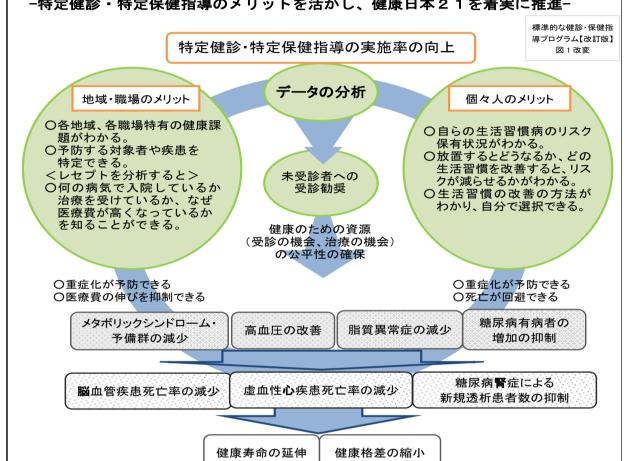
		心疾患	脳疾患	高血圧症	糖尿病	がん
市	H27	64.6%	31.0%	56.9%	23.5%	10.7%
111	R1	64.3%	28.6% D	56.9%	24.0%	10.9%
同規模市	R1	58.3%	23.9%	51.5%	23.0%	10.7%

医療保険制度改革関連法 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険 法等の一部を改正する法律(平成27年5月27日成立) 「厚労省」 「医療と介護 の適正化

健康局

特定健診・特定保健指導と健康日本21(第二次) -特定健診・特定保健指導のメリットを活かし、健康日本21を着実に推進-

保険局



6 死亡割合の状況

・心臓病が増加し、脳疾患が減少している。

			心臓病	脳疾患	腎不全	糖尿病	自殺	がん
ı	#	H27	25.6%	18.2%	2.5%	2.0%	4.6%	47.1%
	市	R1	30.5% ↑	16.0% ↓	2.7%	1.3%	3.1%↓	46.4%
	同規模市	R1	26.4%	14.4%	3.2%	1.9%	2.9%	51.1%

—— 目標 ←

健診・レセプトデータ

の活用

予防・健康づくりの評価項目

・特定健診受診率は5割であり、同規模市内1位である。メタボ該当 者は同規模市と比較し少ないものの、増加傾向である。

健康格差の縮小、医療費適正化のために

├─>評価 ─

		H26	H30	国の目標	
特定健診	上越市	48.0% (1位/36)	53.1% (1位/31)	60%以上	
受診率	同規模市	35. 3%	37. 3%	00/0//	
特定保健	上越市	60. 5%	62. 2%	600/151 5	
指導実施率	同規模市	18. 2%	18. 4%	60%以上	
メタボ	上越市	14. 1%	16. 4%		
該当者	同規模市	16. 9%	18. 7%	H20より	
メタボ	上越市	7. 7%	7. 3%	25%減 (18.6%以下)	
予備群	同規模市	10. 3%	10. 6%		

R1 未受診者訪問 4,639人(延べ)

日本健康会議 H28.7.10発足(経団連・医師会・知事会など32団体)

「健康なまち・職場づくり宣言2020」発表

保険者努力制度の強化

R1交付額 9.747万円(H30 8.431万円)

(R1:1位 H30:8位/県内30市町村)

(H30:174位/1.741市町村)

R1 保健指導訪問 6,057人(延べ)

R1 結果説明会参加数 7,336人(延べ)

当市の特定健診・特定保健指導は法定報告値。メタボ、同規模市数値はKDB。

(2) 特定健診・後期高齢者健診の有所見状況(R1)

・高血圧の拡張期血圧の有所見率は県・全国と比較して高く、糖尿病・脂質異常は低い状況にある。

	特定健診(40~74歳)							後期高齢者健診(75歳以上)									
\	高血圧				糖尿病 脂質異常		高血圧			糖尿病		脂質異常					
	収縮其	用血圧	拡張期	血圧	HbA	.1c	LD	L	収縮其	明血圧	拡張其	月血圧	Hb A	A1c	LC	DL	
	130	以上	85以	上	5.6以	人上	الـ120	以上	140	以上	پر90	人上	ا 6.5	以上	140.	以上	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
市	3,089	47.2	2,759	42.1	2,737	41.8	2,835	43.3	956	28.0	502	14.7	211	6.2	401	11.8	
	32,193	47.2	18,427	27.0	44,976	66.0	31,163	45.7	10,779	27.8	2,546	6.6	5,014	12.9	4,611	11.9	
全国		49.3		24.3		58.5		47.6		30.0		6.2		13.7		14.7	
市	3,211	41.8	2,162	28.1	2,972	38.7	3,986	51.8	1,075	32.0	451	13.4	132	3.9	650	19.3	
	33,591	40.6	13,800	16.7	55,469	67.1	45,299	54.8	14,136	28.9	2,656	5.4	4,300	8.8	8,814	18.0	
全国		43.6		15.1		57.6		57.6		32.1		5.4		9.0		22.5	
	県 全国 市 県	130 人数 市 3,089 県 32,193 全国 市 3,211 県 33,591	中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	収縮期血圧 拡張期 130以上 85以 人数 割合 人数 市 3,089 47.2 2,759 県 32,193 47.2 18,427 全国 49.3 市 3,211 41.8 2,162 県 33,591 40.6 13,800	収縮期血圧 拡張期血圧 130以上 85以上 人数 割合 人数 割合 市 3,089 47.2 2,759 42.1 県 32,193 47.2 18,427 27.0 全国 49.3 24.3 市 3,211 41.8 2,162 28.1 県 33,591 40.6 13,800 16.7	収縮期血圧 拡張期血圧 Hb A 130以上 85以上 5.6以 人数 割合 人数 割合 人数 市 3,089 47.2 2,759 42.1 2,737 県 32,193 47.2 18,427 27.0 44,976 全国 49.3 24.3 市 3,211 41.8 2,162 28.1 2,972 県 33,591 40.6 13,800 16.7 55,469	収縮期血圧 拡張期血圧 130以上 85以上 5.6以上 5.6以上 5.6以上 人数 割合 人数 18,427 27.0 44,976 66.0 全国 49.3 24.3 27.0 44,976 58.5 第.5 中 3,211 41.8 2,162 28.1 2,972 38.7 県 33,591 40.6 13,800 16.7 55,469 67.1	収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LD 130以上 85以上 5.6以上 120以 人数 割合 人数 割合 人数 割合 人数 市 3,089 47.2 2,759 42.1 2,737 41.8 2,835 県 32,193 47.2 18,427 27.0 44,976 66.0 31,163 全国 49.3 24.3 58.5 市 3,211 41.8 2,162 28.1 2,972 38.7 3,986 県 33,591 40.6 13,800 16.7 55,469 67.1 45,299	収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 130以上 85以上 5.6以上 120以上 人数 割合 人数 割合 人数 割合 人数 割合 市 3,089 47.2 2,759 42.1 2,737 41.8 2,835 43.3 県 32,193 47.2 18,427 27.0 44,976 66.0 31,163 45.7 全国 49.3 24.3 58.5 47.6 市 3,211 41.8 2,162 28.1 2,972 38.7 3,986 51.8 県 33,591 40.6 13,800 16.7 55,469 67.1 45,299 54.8	収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140 人数 割合 人数 割合 人数 割合 人数 市 3,089 47.2 2,759 42.1 2,737 41.8 2,835 43.3 956 県 32,193 47.2 18,427 27.0 44,976 66.0 31,163 45.7 10,779 全国 49.3 24.3 58.5 47.6 市 3,211 41.8 2,162 28.1 2,972 38.7 3,986 51.8 1,075 県 33,591 40.6 13,800 16.7 55,469 67.1 45,299 54.8 14,136	収縮期血圧 抗張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 人数 割合 28.0 中 32.11 41.8 22.2 28.2 38.7 3.986 51.8 1,075 32.0 中 33.591 40.6 13.800 16.7 55.469 67.1 45.299 54.8 <th colspa<="" th=""><th> 収縮財血圧 拡張財血圧 HbA1c LDL 収縮財血圧 拡張其 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以 140以上 90以 140以上 140</th><th> 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 拡張期血圧 拡張期血圧 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以上 14.7 14.8 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.8 </th><th> 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 140以上 90以上 6.5以 LDL LDL 140以上 90以上 6.5以 LDL LDL </th><th>収縮期血圧 拡張期血圧 拡張期血圧 大張明血圧 大泉中血圧 大泉中血</th><th> 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LE 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以上 6.5以上 140</th></th>	<th> 収縮財血圧 拡張財血圧 HbA1c LDL 収縮財血圧 拡張其 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以 140以上 90以 140以上 140</th> <th> 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 拡張期血圧 拡張期血圧 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以上 14.7 14.8 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.8 </th> <th> 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 140以上 90以上 6.5以 LDL LDL 140以上 90以上 6.5以 LDL LDL </th> <th>収縮期血圧 拡張期血圧 拡張期血圧 大張明血圧 大泉中血圧 大泉中血</th> <th> 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LE 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以上 6.5以上 140</th>	収縮財血圧 拡張財血圧 HbA1c LDL 収縮財血圧 拡張其 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以 140以上 90以 140以上 140	収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 拡張期血圧 拡張期血圧 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以上 14.7 14.8 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.7 14.8	収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 140以上 90以上 6.5以 LDL LDL 140以上 90以上 6.5以 LDL LDL	収縮期血圧 拡張期血圧 拡張期血圧 大張明血圧 大泉中血圧 大泉中血	収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LDL 収縮期血圧 拡張期血圧 HbA1c LE 130以上 85以上 5.6以上 120以上 140以上 90以上 6.5以上 140

(7) 国保・後期の入院の疾病状況

・心不全が割合も高く増加傾向にあるが、脳梗塞・脳出血、腎不全、虚血性心疾患は同規模市より割合が低い傾向にある。

		心不全		脳梗塞•脳	出血	腎不全		虚血性心疾患		
		1人当医療費 割台		1人当医療費	割合	1人当医療費 割合		1人当医療費	割合	
	H27	0.6万円	4.4%	0.5万円	3.9%	0.2万円	1.6%	0.3万円	2.8%	
国保	R1	0.8万円↑	6.7% ↑	0.5万円	4.6% 1	0.2万円	2.1%	0.2万円↓	2.5% ↓	
	R1(同規模市)	0.8万円	6.5%	0.6万円	4.7%	0.4万円	3.3%	0.4万円	3.4%	
14	H27	2.5万円	9.1%	1.9万円	6.8%	0.5万円	1.9%	0.6万円	2.1%	
後期	R1	3.5万円↑	11.9% 🕽	2万円	6.8%	0.5万円	1.7%	0.7万円	2.2%	
	R1(同規模市)	3.8万円	9.8%	2.8万円	7.2%	1.6万円	4.3%	1.1万円	2.9%	

※ 同規模市と比較して悪い値に〇、よい値に **()**、経年変化のある疾病等の上昇に个、下降に√をつけてあります。

今後の方向性

予防可能な脳・心・腎を重症化させない取組の継続

- ・健診受診率向上に向けた取組
- ・重症化させないためのメタボ・高血圧・糖尿病等に 対する継続した保健指導
- ・生涯を通じた生活習慣病予防の取組